

自招酌証拠の使用と適正手続の保障

Montana v. Egelhoff 116 U. S. 2013 (1996)

平澤修

一事 実

九二年七月、モンタナ州北西部での茸狩りで被上告人 Egelhoff は、被害者の二人と知り合った。同月二日、集めた茸を売った後、三人は夕刻からバーで酒を飲み、愉快に時を過ごした。さらに、被害者の一人のステーション・ワゴン内で酒盛りをし、それが終わった後も近くの丘の上でどんちゃん騒ぎは続いた。

当日の深夜、当地の保安官が通報を受けて国道二号線上で溝にはまったステーション・ワゴンを発見した。その前部座席には被害者二人がそれぞれ一発ずつで頭を撃ち抜かれて死んでいた。後部座席には、被上告人が寝そべっており、卑猥な言葉を叫んでいた。一時間後の被上告人の血中アルコール検査において、〇・三六%の濃度が検出された。車の床には、三八口径の拳銃が銃弾四発を残して転がっており（一発分は空の状態）、被上告人の手からは硝煙反応が検出された。

被上告人は、「熟慮の上での殺人 (deliberate homicide)」の訴因二つをもとに起訴された。モンタナ州法第四五編第五章第一〇二条によれば、同罪は、「目的の (purposely)」または「認識して (knowingly)」つまり危険な行

為であることを知りながら他人の死を惹起する犯罪、と定義されている。⁽¹⁾ 被告人の公判での抗弁は、見知らぬ4番目の男が犯行に及んだに違いないというものであった。自分は泥酔していて犯行に及ぶことは物理的に不可能だったのであり、当夜の出来事も全く思い出せないと主張した。また、被告人が酩酊していたとの証拠の使用は許されたが、陪審はモンタナ州法第四五編第二章第二〇三条（以下、本条を四五・二二〇三条と略す）により、「犯罪の要素である精神状態の存在を判断するに際して、被告人の酩酊状態を考慮することはできない」と説示された。陪審は、両訴因について有罪と認定し、裁判所は八四年の拘禁刑を量定した。

しかしモンタナ州最高裁判所は、以下の理由を付して、原判決を破棄した。

① 被告人は、起訴されている犯罪のすべての要素に関する州側の証拠に反論するため、すべての関連する証拠を陪審に示し考慮してもらう適正手続上の権利を有している。

② 被告人の自招酩酊 (voluntary intoxication) に関する証拠は、被告人が目的にまたは認識して行為したかどうかの問題に明らかに関連していた。四五・二二〇三条は、その問題に関する証拠を陪審が考慮することを妨げるものであるから、犯罪を構成するのに必要なあらゆる事実を合理的な疑いを越えて立証する負担を州は軽減され、それゆえ被告人は適正手続権を否定されている。

この判断に対する州側の上告 (サーシオレイライ請求) が受理された。

二 判旨——原判決破棄

(1) 判決およびスカリア裁判官の多数意見⁽²⁾

原審の判断の要点は、適正手続条項が、被告人に、起訴された犯罪のすべての要素に関する州側の証拠に反論

するため、すべての関連する証拠を陪審に示して考慮してもらおう権利を保障していることであつた。しかし、適正手続条項がそのような権利を保障するとの考えは、主張しえない。

当裁判所の先例において、被上告人は証拠能力のない、特権を付与された、あるいは通常の証拠法の下では許容されない証拠を提出するという何にも束縛されない権利を有してはいないとされ、あるいは、関連証拠といえども、手続要件に合致しないときには排除された⁽⁴⁾。この他にも、たくさんの疑いなく合憲の証拠規則が、陪審の判断を誤らせたり、重複的であつたりするような関連証拠の排除を定めている⁽⁵⁾。すなわち、関連証拠を導入する権利が絶対的ではないということが、適正手続の全面否定を意味するものではない。とはいえ、関連証拠（自招酌証拠）の採用は、その権利が裁判の基本原則であることを立証することで認められるものといえる。

問題の原則が基本的であるかどうかを判断する際の主な指針は、歴史慣行である。しかし、それは被上告人にとつてほとんど支えとならない。イギリス法によれば、酌証した被告人は、正常のときと何ら変わらないと判断され、自招の狂気は何らの特権となりえない。それどころか、酌証は加重事情とされていた。この状況は、初期のアメリカにおいても同様であつた。

長きコモン・ローの伝統からすると、被上告人は決定的に不利であるが、彼にとつて利用しうる考えも主張されている。一九世紀中に、裁判所は、コモン・ローが酌証犯罪者を全面的に非難することに對する例外を作り上げた。すなわち、被告人が犯罪に必要な精神状態を有していたかどうかをはかるに際して、被告人の酌証を考慮に入れることを陪審に許容しつつ、その犯罪の成立には「特別の故意 (specific intent)」が必要とされた。すなわち、単なる事実の表象にとどまらず、「予謀⁽⁶⁾ (premeditation)」が故意の内容として要求されたのである。この考えは、途中で揺らぐこともあつたが、世紀末には、ほとんどの法域において、酌証は犯罪に必要な「特別の故意」を有し

ているかどうかを判断する際に考慮されるものとなった。

このような歴史的経緯をもとに、「コモン・ロー準則は、もはや修正14条が批准された時代に深く根ざすものではない」とも論じられる。しかし、何はともあれ、この準則が「深く根ざしている」ことを立証しなければならぬのは、州側ではなくて、むしろ被告上告人の方であり、この準則によって侵害された手続原則が「基本的と位置づけられるほどにわが人民の伝統と良心に根ざしている」ことを示さなければならない。だが、この立証は未だなされていない。また、ほとんどの州がこの準則を採用していない。

逆に、多くの州が、自招酩酊の考慮を禁ずるコモン・ロー準則を復活させていることは驚くにあたらない。なぜなら、この準則は、それなりの正当化事由を有しているからである。大多数の犯罪、とりわけ暴力犯罪は酩酊した犯罪者によって犯される。最近の研究によれば、殺人の半数がそうだとされる。⁽⁷⁾ 自招酩酊の考慮を許容しないことは、州内で犯されるすべての違法行為に対する処罰を増加させる効果を有する。そして、それによって酩酊および酩酊中の無責任行動を抑止する。この準則は、特別予防機能も有する。つまり、自招酩酊下で暴力的衝動を抑制できない者たちを刑務所に入れることを確保する。そして、最終的にこの準則は、自己の能力を任意に損なった者は、結果に対する責任を負わねばならないとする社会の道徳意識と一致し、それを実践するものである。

現代において、四五―二〇三条のような法律に対する正当化根拠は、過去に比して、より確固たるものが存在する。すなわち、酩酊と犯罪との間のつながりは、文化的側面と斐理学的側面との両方から見受けられるものとされる。酩酊者は、アルコールが行動させるのみならず、暴力的であるとの習い憶えた思い込みからそのように行動するといふのである。⁽⁸⁾ これは、酩酊犯罪者は免責するに値しないと伝統的な考えを強化するだけではない。酩酊犯罪者と同様の習い憶えた思い込みをしている陪審が、被告人の生物学的にメンズ・レアを有しえなかつたとの

主張を簡単に受け入れすぎることをも示唆している。

要するに、被告人にとって都合のよい手続規則が、裁判の基本原則を確立するわけではない。メンズ・レアとの関連で自招酌訂の証拠を陪審に考慮させることを許す規則もかなり受け入れられてきているとはいえ、それもごく最近のことであって、未だ確立したものとはいえない。

なお、四五―二〇三条が適正手続条項に反するとの原審の結論は、二つの判例に依拠するものである。第一に、関連証拠の全面導入が適正手続の保障であるとする Chambers 判決⁽⁹⁾が引用される。しかし、そこで適正手続違反とされた理由は、すべての証拠能力もあり信頼性もある証拠が容認されねばならないとするものではない。原審であるケンタッキー最高裁が被告人に有利な証拠を誤って排除したからにすぎない⁽¹⁰⁾。また、被上告人が引用する Crane 判決⁽¹¹⁾においても同様であり、正当な理由があるならば重要な関連証拠といえども制限しうることを認めている。第二は、In re Winship 判決⁽¹²⁾である。ここでは、犯罪構成要素はすべて合理的疑いを越えた立証を要求するとされ、必要とされる精神状態に関する挙証責任は被告人に転換されるとする陪審への説示は適正手続に違反するとされた。だが、州法規定は、挙証責任を転換するものではない。挙証の負担を軽減しているにすぎない。訴追側は、犯行前の被上告人の行動と犯行結果に関わる事実を立証することによって、陪審の有罪心証を勝ち取ったのである。証拠規則自体が基本的公正さを害していないかぎり、違憲ではない。

モンタナ州民は、初期の時代の準則を復活させるべく決意した。そして、被告人の精神状態が問題となるとき、自招酌訂を考慮することを許さなかった。しかし、そうすることを適正手続は何ら妨げるものではなく、これに反する原審の判断は破棄されねばならない。

(2) ギンズバーク裁判官の結論同調意見

州法規定が「関連する無罪証拠」を除外するものならば、モンタナ州法は適正手続に反する。そうではなくて、それが当該犯罪の精神状態に関する再定義とするなら、オコナー裁判官の懸念は問題とならない。なぜなら、州の立法府は、罰しようとする犯罪の要素を決定し、その犯罪に関連しない証拠を排除する権限を有するからである。

州は、はたして、まったくしらふの人間と自招酌酐によって自己抑制能力を減じた者が同様の犯罪を行った場合、連邦憲法に違反することなく両者を等しく有責とすることが可能か。四五―一二〇三条は単なる証拠規定とは思われないが、連邦憲法に反するとは考えないことから多数意見に与する。

モンタナ州の酌酐規定は、「証拠規則」に関する第二六編 (Title 26) に含まれるのではなくて、「責任の一般原則」に関する第四五編 (Title 45) に置かれている。すなわち、個々人がその行動について刑事責任ありとされる状況に関する立法府の判断を具体化しているものである。

四五―一二〇三条は、メンズ・レアの探求から自招酌酐という要素を抜き取るものであり、そうすることによって自招酌酐に関する証拠を必要とする精神状態の証明と論理的に無関連にする。かくて、熟慮による殺人につき、州は、被告人が純粹に主観的な意味で「目的のないし認識して他人の死を惹起した」ことを立証する必要はない。ただ、事実上の認識または目的を持って他人の死を惹起したということ、あるいは「自招酌酐がなかったなら認識または目的があつたであろう状況下で」殺害を行ったということを有罪獲得のために立証しなければならない。このことは、合理的な疑いを越えて精神状態を立証すべき訴追側の負担を軽くするものではない。なぜなら、合理的な疑いの基準の適用可能性は、常に州がいかに犯罪を定義するかにかかっているからである。

メンズ・レアを再定義する手段とみると、四五―一二〇三条は憲法上問題とならない。州は、この点、かなりの裁量権を有している。州が犯罪行為を定義する権限が適正手続条項の下で問題とされるとき、その法律が「基本的

なものと位置づけられるほどにわが人民の伝統と良心に根ざした一定の裁判の原則に違反する」かどうかだけを調査すれば足りる。自招酩酊の無罪根拠としての価値を除去すべくメンズ・レアを定義することは、「基本的な裁判の原則」に反するものではない。他の裁判所も、四五―一二〇三条に似た法律を単に証拠規則としてではなく、精神状態の要素に関する立法府の再定義として支持している。

多数意見やオコナー裁判官やスーター裁判官が同意するように、しらふの者と自招酩酊者を同等の責任を有する者として扱うよう裁判所に指示することが、州立立法府の権限内であるならば、モンタナ州法は連邦憲法に合致しているものであるし、これと類似の他の州法も問題とならない。

なお、ブレイヤー裁判官は、酩酊下での犯罪率の高さに懸念を覚えるなら、「自招酩酊」と「認識」と「目的」を同列に置けばよい、と主張する。つまり、メンズ・レアの要件をまったくなくしてしまえばよいとする。しかし、モンタナ州もそこまで割り切った規定を定めることには躊躇したのであり、自招酩酊のみを無罪証拠としないということでは有責な精神状態を定義したのである。

(3) オコナー裁判官の反対意見⁽¹³⁾

州側の主張に疑問を投げかける被告人の能力を妨げるために、モンタナ州は陪審の考慮から合理的な疑いを越える証明の対象たる精神状態の判断に関連する証拠を除去した。そうすることによって、州側の立証負担は軽減された。これは、州における一定の種類の被告人の有罪の可能性を増大させたいとする欲求に見合うものであるが、適正手続に反すると言わざるをえない。

刑事裁判における適正手続に対する被告人の権利は、本質的に州の起訴に対して防御する公正な機会を有する権利である。精神状態の立証に関連する酩酊証拠を四五―一二〇三条によって陪審に示さないことで、訴追側は被告

人が必要とされる精神状態を有していたことを合理的な疑いを越えて証明する義務を免除されるのであり、適正手続違反である。

被告人が精神状態という主観的要素を否定する証拠を導入しうる場合、訴追側は必要とされる精神状態の存在について防御側が提起した疑問を打破すべく努力しなければならぬ。陪審が被告人の精神状態に関する証拠を考慮しえないということは、被告人が実際は持ち合わせていない精神状態に関する有責性をも被告人に帰することを意味する。

無罪証拠の排除は、被告人が対等に訴追側に対抗する権利を剥奪する。本件において、州は、そこまですなくとも被告人が認識ないし目的を有していたとする実質的証拠を持っていたし、陪審が被告人の酩酊を考慮することを許したとしても十分圧倒しえた。

多数意見は、訴追側は十分なテストを受けねばならないとする *Crane* 判決の注意を無視する。それどころか、「関連証拠の導入は、モンタナ州がそうであったように、正当な理由を有する州によって制限されうる」ということを強調するために *Crane* 判決を引き合いに出す。しかし、州の述べる唯一の根拠は、自招酩酊から生ずるよく知られた危険のゆえに、無罪の基礎として被告人が自招酩酊証拠を使用することを防止することにある。他方、被告人の生物学的にメンズ・レアを構成しえないとの主張を受け入れることで、間違った判断を陪審がしてしまうことを防ぐのがモンタナ州の規則であるとするのが、モンタナ州のために当裁判所が示す究極の正当化根拠である。だが、この多数意見の根拠は、四五・一一・二〇三条が不任意に酩酊した者に対する例外規定であることかみ合わない。この例外規定は、酩酊証拠が、被告人にメンズ・レアの要件としての精神能力があると州が立証するための関連証拠であることを明らかにするものである。

州の起訴に対して防御する権利につき州が一定の限定を付すことは、対立する利益が詳細に調査されることを要求する⁽¹⁵⁾。モンタナ州は、有罪を立証するために州は被告人が目的のまたは認識して行爲したことを立証しなければならぬと明記したが、一方で被告人が基本的要素に関連する証拠を提示して効果的に争うことを禁じた。だが、その証拠は、明らかに関連している。つまり、モンタナ州最高裁は、酩酊の証拠は精神状態の証明に関連しており、さらに四五〇二〇三条の規定する不任意の酩酊の例外は、立法府が精神状態に関連する酩酊を考慮することを示している。モンタナ州は、関連する無罪証拠の使用を一定の被告人を有罪とする可能性を高めるために禁じている。適正手続は、訴追側が有罪をより容易に獲得しやすき効果を有するものにするを必ずしも禁じないといえ、唯一の目的が有罪の可能性を高めることにある証拠規則は、当事者主義的手続を歪める。

コモン・ロー上認められてきた酩酊証拠の「不許容」は、「裁判の基本原則」に反しないであろうか。16世紀から19世紀に至るまで、コモン・ローは酩酊を犯罪の免責事由ないし正当化事由となしえないとしてきた。しかし、19世紀になると、刑事責任論の進化により、変化が生じた。すなわち、裁判所は、酩酊に関する証拠が被告人が問われている犯罪の要求する精神状態の要素に合致するかどうかを確かめる目的のために適宜許容しうることを認め始めたのである。

モンタナ州最高裁が認めるように、州立法府が熟慮の上での殺人について目的や認識を必要とする判断する一方で、陪審に四五〇二〇三条によって説示することは矛盾である。被告人は要件とされる精神状態にあつたことを合理的な疑いを越えて立証されないかぎり、犯罪を行ったとはされない。

適正手続条項は、「わが人民の伝統と良心の中に基本的と位置づけられるほどに根ざした裁判の原則」を保護する。この意味で、コモン・ロー準則に変わるところはなく、酩酊証拠の導入は、新しいコモン・ロー準則を作り出

すものではない。

州立法府は、罰したい犯罪を定める権限を有している。ギンズバーグ裁判官の言うように、モンタナ州立法府が、必要な精神状態の要素を変更するようこの犯罪を再定義することを選択するならば、本件では適正手続の問題は起きなかつたであろう。しかし、本件では「再定義」がなされたわけではない。ギンズバーグ裁判官によるモンタナ州法の理解は、同州最高裁による理解と明らかに矛盾している。したがって、四五―一二〇三条を支持する妥当な基礎を提供しえない。

モンタナ州の狙いは、犯罪の成立要件を充たさないことを立証しうる一定の犯罪者群の有罪の可能性を増大させることにあり、かつてこのような不許容がコモン・ロー上存在したという事実は四五―一二〇三条を認める根拠とはなりえない。

(4) スーター裁判官の反対意見

犯行時の被告人の自招酩酊が免責に関連することのないように犯罪の精神状態を定義することが可能であることに疑いはない。四五―一二〇三条は、暗黙のうちにならざるやうな再定義を行ったようでもあるが、原審はこの法律規定にそのような効果は認めておらず、私もその考えに同調する。

確かに、州は正当理由を示すかぎり、関連する無罪証拠を排除することができる。しかしながら、モンタナ州はそのための努力をなしてはいない。つまり、州は、結果的に、自招酩酊を一般的に無関連にするように精神状態の要素を定義しようとしなかつたし、自招酩酊の証拠がコモン・ロー上無関連であることを示そうともしなかつた。要するに、原審の意見は、このような制定法の狙いを合憲とする解釈を禁ずるものである。他方、関連する証拠を排除する正当理由を州が提出しないために我々はこの法規を支持する正当な理由があるかどうかを理解することが

できない。

多数意見によれば、適正手続条項が一八六八年に連邦憲法典に付加されたとき、コモン・ローは自招酩酊が免責の根拠となるという考えを廃棄したか、少くとも流動的なものとしたとされる。自招酩酊の証拠が有責な精神状態の問題について許容されないとするモンタナ州の規定が「基本的と位置づけられるほどにわが人民の伝統と良心に根ざした」原則に反しないことは明らかである。しかし、それだけでは適正手続への疑問が払拭されたわけではない。我々が依拠する伝統は「生きもの」¹⁶である。歴史慣行が「秩序づけられた自由の概念」¹⁷と矛盾しないとして除外しないところのものは、今日の社会の基準に合致していると言えよう。ただし、本当にそうかどうかは、被告人の防御権の行使が不当に制限されていないかという点で争いうるところである。

モンタナ州法を正当化する道は二つあった。一つは、立法による方法である。すなわち、自招酩酊に免責的関連性を与えないように有責な精神状態を再定義するやり方である。なぜモンタナ州がこの道を選ばなかったのかは定かでない。第二の選択肢もある。自招酩酊の証拠を関連的で免責的なものとする精神状態の要素の定義のもとでさえ、そのような証拠の排除は、州がそうすることの正当理由を示すかぎり許容しうるところである。なお、無能力の抗弁としてではなく、有責な精神状態の問題に関して酩酊証拠を認めることは、法を遵守する能力と犯罪結果を完成させる目的は両方とも意思能力を前提とすることから、不合理であるとされるかもしれない。また、能力ではなくて有責な精神状態に関してかかる証拠を許容することは、陪審員に混乱を生ぜしめる高度の危険性があるときされるかもしれない。いずれにせよ、このような正当化のための議論が何もなされないうちに精神状態の再定義を正当化するよりも先へと話が進んでしまうのは納得しえないところである。

- (5) プレイヤー裁判官の反対意見⁽¹⁸⁾

モンタナ州最高裁は、四五二二二〇三条が熟慮による殺人について精神的要素を再定義したのではないとする。しかし、州法をそのように読むと奇妙な結果を生む。つまり、自招酩酊を目的や認識と同等に扱う法律は、有罪または無罪を、精神状態ではなくて関連性のない外部事情によって定めるものである。しかるに、酩酊した運転者が交差点でいったん停止した後、誤ってアクセルを踏んでしまい、認識せずに歩行者をはねてしまった時は、認識や目的があると推認されて有罪とされ、同じく酩酊した運転者が公道上で他車と競争していて認識せずに他車と接触し事故を起こしたときは、過失を推認され無罪とされることでよいであろうか。このような区別で量刑に極端な差が生ずることは、憲法の限界を超えていると言わざるをえない。少なくとも、立法府が自招酩酊と認識と目的を同等のものとしたいなら、もって回ったやり方でなく、なぜはつきりとした法律としないのか疑問である。

三 検 討

「熟慮の上での殺人」が成立するためにはいかなる主観的要件が充たされなければならないか。モンタナ州法第四五編第五章第一〇二条によれば、「目的」または「認識」という意思のないし認識的要素が必要とされるが、その判断に際して「酩酊状態を考慮してはならない」とする州法第四五編第二章第二〇三条が存在する。⁽¹⁹⁾つまり、この規定があることで、被告人は、自らが酩酊状態にあったことを、主観的要素であるメンズ・レア否定の根拠として主張することができないものとされている。そればかりではない。本罪成立のために訴追側が要求される立証の程度は、「事実上の認識または目的を持って他人の死を惹起したこと」あるいは「自招酩酊がなかったなら認識または目的があつたであろう状況下で殺害を行ったこと」で足りるものとされる。すなわち、わが国の刑事法理論を援用して考えるなら、故意にはせいぜい事実認識があればよく、違法性の意識は不要とされ、それどころか自招

酩酊下では、現に事実認識がなくともそれを推定するとされるものであるといえる。

本件では、このように犯罪成立要件としてメンズ・レアの内容をどうみるかが実質的には争点であるが、前述のような実質的な意味での「推定規定」が置かれることで、そういった規定の合憲性、すなわち関連証拠である自招酩酊証拠の陪審への提示を禁ずることが適正手続違反となるか否かが争われたのである。

本件多数意見は、関連証拠を導入する権利が認められるとしても、それは「合衆国人民の伝統と良心に根ざしている基本原則」であることを被告人が立証した場合のみであるとして、原則的にこれを否定する。そして、その背景には多発する暴力犯罪の抑止という至上命令があるとする。つまるところ、合衆国人民の良心は酩酊犯罪を断固許さないものとしていることを明らかにして、「基本原則」であることの立証が極めて困難であることを示唆している。

この多数意見を補強するのがギンズバーグ意見である。すなわち、四五―二〇三条はメンズ・レアを再定義するものであるとする。罰しようとする犯罪の要素を決定し、その犯罪に関連しない証拠を排除する権限を州の立法府は有しているのであって、自招酩酊の無罪証拠としての価値を除去すべくメンズ・レアを定義することは「裁判の基本原則」に反しないとする。このように、ギンズバーグ裁判官が、理由は異なるが多数意見の結論に同調したこと²⁰で、かろうじて被告人の有罪が維持されたのである。

しかし、当然ながら、これには真つ向から反対意見が表明される。オコナー裁判官は、精神状態の立証に関する酩酊証拠の提示を禁ずることは訴追側の立証負担を軽減するばかりか、被告人の実際には持ち合わせていない精神状態をも推定することにつながり、明らかに適正手続違反であるとする。同時に、多数意見のいう「裁判の基本原則」に酩酊証拠の導入が抵触するものではなく、何ら新しいコモン・ロー準則を作り出すものではないし、四五―

二二〇三条はメンズ・レアの再定義を行ったものでもないから許容できないとする。

スーター裁判官は、四五二二〇三条が「裁判の基本原則」に反しないとしても、それは精神状態の要素の再定義になっているわけではなく、自招酩酊の証拠がコモン・ロー上無関連であることを立証するのは訴追側の負担であるにもかかわらず、何らなされていないことを理由に反対する。また、酩酊証拠の排除を正当化するための議論が何もなされないままあまりに飛躍した結果となっている点にも疑義を呈している。

さらに、ブレイヤー裁判官は、「熟慮の上での殺人」について具体例を挙げて、その不当性を指摘する。このような中途半端な規定から故意犯を擬制するに等しい結果を生み出すことは、明らかに憲法違反であるとするのである。

多数意見に示されるとおり、アメリカ合衆国における酩酊犯罪による法益侵害の深刻さは、わが国の比ではない。もし、本件被告人のように、酔っていて何も思い出せないという抗弁がメンズ・レア否定の根拠とされるならば、秩序の維持が極めて困難であることは自明である。自ら招いた酩酊状態で重大犯罪を遂行したことにつき責任を問うにはいかにすべきか。一つは立法による解決であるが、本件で論じられるようにメンズ・レアの再定義が明確になされればそれで足りるというものでもなからう。また、合衆国人民の良心に従った規定であるならば適正手続に反しないとするのも根拠としては薄弱の感を否めない。わが国の刑法理論をもとに考えるなら、「原因において自由な行為」の理論によって酩酊行為者の責任が問われるべき場面である。これと対比されるべきは「予謀」を内容とする「特別の故意」が必要とされるとする考え方である。しかし、本件においてそのような吟味がなされたようでもなく、ただ自招酩酊で重大な法益侵害に及んだ以上、酩酊に関わる証拠を被告人に有利に用いではならず、それどころかそのような状況下で犯行に及んだという罪体部分が立証される限りメンズ・レアがあつ

たものとするのである。責任刑法の考え方からはほど遠いものと評さざるをえない。⁽¹²⁾

社会状況の変化により犯罪が多発し、これまでの人権を尊重する考え方が退歩せざるをえない風潮はひとり合衆国のみに存するものではない。それが刑法の主観主義化や本件におけるような責任の負わせ方（結果責任の追及）となって欧米からわが国へと伝播するのではないかという危惧はいや増すばかりである。刑事政策を超えた犯罪防止への取組みがなお一層必要とされている。

- (1) Montana Code Annotated, Title 45 Chapter 5 - 102 (1995). なお、本規定並びに四五―一二〇三条は、今でも改正されなくも存在する。Montana Code Annotated 2001 (http://data.opi.state.mt.us/hills/mca_toc/45.htm) 参照。
- (2) レーンクイスト首席裁判官「ケネディ」トーマス各裁判官同調。
- (3) Taylor v. Illinois, 484 U.S. 400 (1988).
- (4) Michigan v. Lucas, 500 U.S. 145 (1991).
- (5) 連邦証拠規則四〇二条、八〇二条など。
- (6) State v. Tatro, 50 Vt. 483 (1878). なお、この場合と同様に取り扱われた。
- (7) Third Special Report to the U.S. Congress on Alcohol and Health from the Secretary of Health, Education, and Welfare 64 (1978) ; Note, Alcohol Abuse and the Law, 94 Harv. L. Rev. 1660 (1981).
- (8) Collins, Suggested Explanatory Frameworks to Clarify the Alcohol Use/Violence Relationship, 15 Contemp. Drug Prob. 107, 115 (1988) ; Crichtow, The Powers of John Barleycorn, 41 Am. Psychologist 751, 754-755 (July 1986).
- (9) Chambers v. Mississippi, 410 U.S. 284 (1973).
- (10) ちなみにその内容は、謀殺に関する裁判において「ミシシッピ州裁判所が、自分がやったと一旦は自白したが後にそれを撤回したマクドナルドなる人物を「敵性証人 (adverse witness)」としてほしいとの上告人チェインバースの申

立を斥け、かつマクドナルドが殺害を認める供述をするのを聞いたという三人の証人の証言を伝聞であるとして排除したというものであった。連邦最高裁は、マクドナルドは敵性証人として実質的に反対尋問にさらされるべきであり、また三人の証言は特信状況の下でなされたとし、州裁判所の判断は「防御のための公正な機会を与えられる権利」を害しているとしたのである。

- (11) *Crane v. Kentucky*, 476 U.S. 683 (1986).
- (12) *In re Winship*, 397 U.S. 358 (1970).
- (13) スティーヴンス、スーター、ブレイヤー各裁判官同調。
- (14) *Crane v. Kentucky*, *ibid.*
- (15) *Chambers*, 410 U.S., at 295.
- (16) *Poe v. Ullman*, 367 U.S. 497, 542 (1961).
- (17) *Palko v. Connecticut*, 302 U.S. 319, 325 (1937).
- (18) スティーヴンス裁判官同調。
- (19) 正確には次のように規定されている。四五二(二)〇三条・責任―中毒状態 (intoxicated condition) 中毒状態にある者は、その行為につき刑事上有責である。中毒状態は犯罪に対する抗弁とならず、被告人が中毒状態を生ぜしめる物質を、吸ったり、嗅いだり、注射したり、あるいはその他の方法で摂取したとき、それがそのような物質であること知らなかったことを証明しないならば、当該犯罪の要素である精神状態の存在を判断するに際して考慮されてはならない。
- (20) 5対4のいわゆる split decision であり、5人のうち1人が結論同調というきわめて僅差の判断である。
- (21) 故意の認定や立証責任について多数意見および結論同調意見に対して疑義を呈するものとして、Ronald J. Allen, *Foreword: Montana v. Egelhoff - Reflections on the Limits of Legislative Imagination and Judicial Authority*, 87 *J. Crim. L. & Criminology* 633 (1997) かも。